

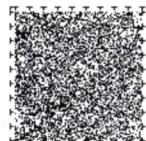
■ ノーマライゼーション

障がいのある人も、ない人も共に生きる社会
こそがノーマル（普通）な社会であるという考え方です。

国連が1981（昭和56）年を「国際障害者年」と定めたことを契機に、日本でも「障害があっても共に暮らす」という考え方方が広まってきました。

■ バリアフリー

バリアとは「障壁」の意味で、それ（バリア）を取り除くことをバリアフリーといいます。
「人権の世紀」と呼ばれる現在、差別や偏見といった、心の中のバリアを取り除くことが、一人ひとりに求められていることはもちろん、物理面、情報面、制度面でのバリアフリーも社会に求められています。



■ 障がい者の人権に関する相談窓口

法務局人権相談所

【札幌法務局人権擁護部・札幌人権擁護委員協議会】

☎ 011-709-2311

【函館地方法務局人権擁護課・函館人権擁護委員協議会】

☎ 0138-26-5686

【旭川地方法務局人権擁護課・旭川人権擁護委員協議会】

☎ 0166-38-1169

【釧路地方法務局人権擁護課・釧路人権擁護委員協議会】

☎ 0154-31-5014

高齢者・障害者支援センター「ホット」

【札幌弁護士会】

☎ 011-242-4165

リーガルサポートさっぽろ

【社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部】

☎ 011-280-7077

障害者110番

【社団法人北海道身体障害者福祉協会】

☎ 011-252-1233

地域福祉権利擁護事業

【社会福祉法人北海道社会福祉協議会】

☎ 011-290-2941

試される大地
北海道

「障がい者の人権」 ～考えてみませんか～



北海道保健福祉部福祉局

障害者保健福祉課

☎ 011-231-4111 内線 (25-718)

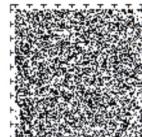
《障がい者の人権とは》

地域において障がいのある人もない人も同じように共に生きる社会を目指すノーマライゼーションの理念の浸透によって、障がいのある人の社会参加や生活条件の向上が進んできました。

しかし一方、障がいのある人に対する心ない言葉や視線、人間としての尊厳を傷つけるような態度など、障がいのある人の人権を侵害するような出来事が、依然として後を絶ちません。

また、障がいのある人の行動や社会参加を阻んでいる、建築物や交通機関などにおけるさまざまな障壁(バリア)を取り除き、まち全体を障がいのある人にとって利用しやすいものへと変えていくことの重要性が、最近、広く認識されるようになってきています。

今後、障がいのある人の人権と尊厳が保障されるとともに、私たちのまわりのバリアフリー化を進めることにより、障がいのある人が安全で豊かな生活が送れる社会を築きあげることが大切です。



障がい者差別に当たると思われる事例

- 雇用主に理解があっても、同僚から「能率が悪い」「仕事にならない」と反発を受けることがよくある。
- スーパーマーケットの身体障害者用トイレ入り口に「故障中につき使用禁止」の色のあせた貼り紙が長い間貼ってある。
- 職場内では音声コミュニケーションが中心で、聴覚障害者に対する配慮がないため、会議等で発言をしたことがない。
- 盲導犬を連れてレストランに入ろうとしたら「他の利用客が嫌がるから」「ペットの入店は不可だから」という理由で盲導犬の同伴を拒否されることがある。
- うつ病になったことを大家さんに話したら「出て行ってください」と言われた。
- 家族が障害年金を勝手に使う。



「障がい」があるのはどっち?

障がいのある人は、周りの人と同じように仕事に就いたり、地域で活動したいと思っています。ところが、一歩外に出ると、段差だらけで車いすの人が通れないことや、同伴者がいないと入店を断られることがあります。

「障がい」は障がい者の側にあるのではなく、そのような人が生き生きと暮らすことのできない社会の側にあるのです。

常に、相手の立場に立って考えることで、障がいのある人も同じように暮らせる北海道にしてみませんか。



【障害者権利条約】

障がい者に対する差別を禁止し、障がいのない人と同様の権利を保障する「障害者権利条約」の策定を進めている国連特別委員会は2006年8月25日、条約草案を採択しました。9月からの第61回国連総会第3委員会(人権)の承認を得て総会で採択し、20カ国が批准した段階で発効します。

